

路上喫煙する「歩きたばこ」を罰則付きの条例で規制する都市部の自治体が相次いでいる。三年余り前の東京都千代田区に追随する形で千葉県柏市や我孫子市、札幌市が違反金にあたる過料の徴収を昨年導入し、川崎市が今秋をめどに実施するほか、北九州市や大分市も検討を進めている。有害な副流煙を漂わせ、やけどを他人に負わせる危険もある路上喫煙。周囲への配慮を喫煙者に期待するのは、もはや限界ということだろうか？ (村山雅弥)

■子供の訴え

「夢がかなってうれしい。受動喫煙のないまちになってほしい」

静岡市葵区に住む中学一年生の大石悠太君が出した「歩きたばこ禁止条例」制定の請願を昨年十二月中旬、市議会が全会一致で採択。せんそくに悩む大石君は小学生のときからたばこの害を調べ、署名活動に取り組んできただけに笑顔があふれた。市は今秋までに条例を施行する考えだ。

川崎市は今年四月、過料を盛り込んだ「路上喫煙防止条例」を施行する。罰金付きの「ポイ捨て禁止条例」も既にあるが、証拠を押さえて告訴が必要とな



18.2.6 産経

「歩きたばこ」自治体規制広がる



路上喫煙禁止の強化区域を3人1組でパトロールする指導員。過料の支払いをめぐる押し問答になるケースも少なくない。千葉県柏市

「良識」頼みは限界？

過料 行政処分の一 種。行政法上の義務違反 に対し、少額の金銭を徴収する 罰則。前科は残らない。これに 対し「罰金」「料料」は刑罰。

川賢太郎主査は「有効な手段で なく、やむを得ず過料を導入 したが、どの街にも合う方法と はかぎらない。議論の活発化を 通じて社会のモラル向上につな げたい」と話す。

成功例は他都市を後押しし、徴収後にクレームがきたり した。昨年十月から千円の徴収を 始めた札幌市では、運用上は未

市内全域の公道での路上喫煙としない(神戸市)として過料の徴収に慎重な自治体も多い。新街区は昨年八月から罰則なしで、指定場所以外での路上喫煙を区内全域で禁止。JR新宿駅周辺のパトロールを強化し、禁止後の路上喫煙率は以前の半分になった(区環境保全課)という。ただ、効果が今もあるかは今月の再調査結果を待つことになる。

メーカーの日本たばこ産業(JTI)は戸惑いを隠さない。「たばこは大人が判断して楽しむ嗜好品。規制は喫煙者と非喫煙者の双方に配慮してほしい」(広報部)として、喫煙スペースの確保を自治体側に提案。都内のJR渋谷、新橋駅近くに喫煙設備を提供するなど路上での分煙を支援している。

る刑事罰の罰金の適用実績はゼロ。市民の要望も多く、自治体の判断で対応できる過料ならどまったり、規定はあっても徴収はしていないなど実情はさまざま。強い抑止力になると考え

■効果は絶大

過料の効果は大きい。十四年十一月から二千円の徴収を始め

規制ラッシュの背景にあるのは、平成十五年五月施行の健康増進法。多くの人が集う場所では、吸いたくない人をたばこの煙から守る努力義務が管理者に生じた。違法駐車などモラルの悪さが問題になりがちな大阪市も「罰則の是非も含め、庁内に設けたチームで条例化を検討中」という。

NPO(民間非営利団体)などによると、路上喫煙に何らか

■過料規定付きの路上喫煙禁止条例がある主な自治体

【平成14年】東京都千代田区
【15年】東京都小金井市、品川区、杉並区、富山市、広島市、福岡市
【16年】東京都府中市、大田区、板橋区、千葉県松戸市、市川市、船橋市、千葉市
【17年】東京都葛飾区、札幌市、千葉県柏市、我孫子市、名古屋市
【18年】東京都墨田区、川崎市 (いずれも4月施行)
【検討中】埼玉県新座市、朝霞市、和光市、志木市、静岡市、北九州市、大分市

(注) 年表は条例施行または改正年。未徴収の自治体も含む。名古屋市は実際の徴収を18年中に開始予定

■喫煙者にも配慮

徴収の福岡市と、徴収している 広島市の状況を比べ、「実効性 を高めるには過料が必要」(市 〇減量推進課)と判断したと いう。導入後、市中心部での路 上喫煙者の割合は十分の1程度 に激減した。

千葉県柏市は、全国で初めて、自発的行動でないと長続き しないという良識、良心が必要 だ」と強調する。

さらに高橋教授はこう訴える。「大人のまねをしやすい子供の喫煙を防ぐには、大人が街で吸わないことが大切。時間はかかるだろうが、たばこのない街が条例なしで実現してほしい」

喫煙者がマナーを守ってたばこを楽しむ、条例が有名無実化する日は果たして来るだろう

1 趣旨

学校園が子どもたちに喫煙防止教育を積極的に推進する教育機関であり、子どもたちが教職員とともに長時間生活する場であるということを鑑み、姫路市立学校園の敷地内禁煙を実施する。

2 実施時期

各学校園において、平成18年4月1日から学校園敷地内禁煙を実施する。

3 学校園敷地内禁煙を実施していくための留意点

- (1) 学校園長は、職員会議、学校保健委員会、学校安全衛生委員会などにおいて、学校園の禁煙化について、教職員に説明し、理解と協力を得るとともに、保護者会や学校園通信、PTA広報誌等を通して、保護者への周知徹底を図り、理解と協力を求める。
- (2) 教職員は、タバコを巡る社会情勢を認識し、学校園の禁煙化について率先して取り組むとともに、子どもたちに対する喫煙防止を含めた健康教育をより一層積極的に推進すること。
- (3) 学校園施設利用団体、地元自治会等の各種団体や出入り業者等に対しても、趣旨を説明し、チラシを配るなどして理解と協力を求めること。
- (4) 学校園の禁煙化にとどまらず、学校園周辺の環境美化にも率先して取り組むこと。

4 参考

(1) 健康増進法第25条（平成15年5月施行）

学校等の多数の者が利用する施設は、利用者に対して受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 兵庫県受動喫煙防止対策指針（平成16年3月策定）

受動喫煙による健康被害を「ゼロ」にするため、教育機関は、平成17年度中に敷地内禁煙の100%達成を目指す。